

令和 3 年 1 月 2 9 日提出

指定管理者の指定について

指定管理者を次のように指定する。

熊本市長 大 西 一 史

議案番号	施設の名称	指定管理者	指定期間
議第 3 3 5 号	熊本市碩台地域コミュニティセンター	熊本市中央区北千反畑町 5 番 1 8 号 碩台地域コミュニティセンター運営委員会 会長 松山 捷廣	自令和 4 年 4 月 1 日 至令和 5 年 3 月 31 日
議第 3 3 6 号	熊本市託麻原地域コミュニティセンター	熊本市中央区渡鹿 2 丁目 3 番 4 8 号 託麻原地域コミュニティセンター運営委員会 会長 濱 和子	自令和 4 年 4 月 1 日 至令和 5 年 3 月 31 日
議第 3 3 7 号	熊本市御幸地域コミュニティセンター	熊本市南区御幸笛田 7 丁目 1 6 番 2 号 御幸地域コミュニティセンター運営委員会 会長 林田 ヤスエ	自令和 4 年 4 月 1 日 至令和 5 年 3 月 31 日
議第 3 3 8 号	熊本市桜木地域コミュニティセンター	熊本市東区花立 2 丁目 2 3 番 2 号 桜木地域コミュニティセンター運営委員会 会長 松岡 正裕	自令和 4 年 4 月 1 日 至令和 5 年 3 月 31 日
議第 3 3 9 号	熊本市高平台地域コミュニティセンター	熊本市北区高平 1 丁目 1 7 番 1 1 号 高平台地域コミュニティセンター運営委員会 会長 中野 正一	自令和 4 年 4 月 1 日 至令和 5 年 3 月 31 日
議第 3 4 0 号	熊本市託麻東地域コミュニティセンター	熊本市東区戸島 3 丁目 1 5 番 5 号 託麻東地域コミュニティセンター運営委員会 会長 宮原 協一	自令和 4 年 4 月 1 日 至令和 5 年 3 月 31 日
議第 3 4 1 号	熊本市川上地域コミュニティセンター	熊本市北区鹿子木町 5 3 番地 1 川上地域コミュニティセンター運営委員会 会長 加藤 貴司	自令和 4 年 4 月 1 日 至令和 5 年 3 月 31 日
議第 3 4 2 号	熊本市飽田地域コミュニティセンター	熊本市南区浜口町 7 6 番地 1 飽田地域コミュニティセンター運営委員会 会長 坂本 和子	自令和 4 年 4 月 1 日 至令和 5 年 3 月 31 日
議第 3 4 3 号	熊本市菱形地域コミュニティセンター	熊本市北区植木町円台寺 1 7 6 番地 菱形地域コミュニティセンター運営委員会 会長 藤井 良一	自令和 4 年 4 月 1 日 至令和 5 年 3 月 31 日

議案番号	施設の名称	指定管理者	指定期間
議第344号	熊本市隈庄地域コミュニティセンター	熊本市南区城南町宮地1041番地1 隈庄地域コミュニティセンター運営委員会 会長 上田 恵美子	自令和4年4月1日 至令和5年3月31日
議第345号	熊本市白川地域コミュニティセンター	熊本市中央区新屋敷1丁目18番27号 白川地域コミュニティセンター運営委員会 会長 竹本 耕治	自令和4年4月1日 至令和5年3月31日
議第346号	熊本市富合地域コミュニティセンター	熊本市南区富合町清藤465番地1 富合地域コミュニティセンター運営委員会 会長 荒木 養一	自令和4年4月1日 至令和5年3月31日

(提出理由)

地域コミュニティセンターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

指定管理者の指定について

指定管理者を次のように指定する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 施設の名称 熊本市男女共同参画センターはあもにい
- 2 指定管理者 はあもにい管理運営共同企業体
代表者 熊本市中央区大江6丁目24番19号
九州綜合サービス 株式会社
代表取締役 尾池 千佳子

熊本市中央区山崎町30番地
熊本産業文化振興 株式会社
代表取締役 入杉 三久

熊本市中央区上通町2-17びぶれす熊日会館7階
有限会社 ミューズプランニング
代表取締役 藤井 宥貴子
- 3 指定期間 自 令和4年4月1日
至 令和9年3月31日

(提出理由)

熊本市男女共同参画センターはあもにいの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

指定管理者の指定について

指定管理者を次のように指定する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 施設の名称 熊本市健軍文化ホール
- 2 指定管理者 熊本市中央区出水 2 丁目 7 番 1 号
一般財団法人 熊本市文化スポーツ財団
理事長 中村 英文
- 3 指 定期間 自 令和 4 年 4 月 1 日
至 令和 9 年 3 月 31 日

(提出理由)

熊本市健軍文化ホールの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

指定管理者の指定について

指定管理者を次のように指定する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 施設の名称 熊本市川尻公会堂
- 2 指定管理者 熊本市南区川尻 4 丁目 8 番 25 号
熊本市川尻公会堂運営委員会
会長 米満 吉重
- 3 指 定期間 自 令和 4 年 4 月 1 日
至 令和 5 年 3 月 31 日

(提出理由)

熊本市川尻公会堂の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。